

伊丹市計量検査手数料表

平成12年4月1日 改正

伊丹市手数料条例第2条第1項

①計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査手数料

種 別	能 力	1個についての金額 (円)
イ 検出部が電気式又は光電式のもの	ひょう量 100kg以下	1,400
	ひょう量 250kg以下	1,800
	ひょう量 500kg以下	2,200
	ひょう量 1t 以下	3,100
ロ 棒はかり、直線目盛の指示秤		250
ハ イ、ロに掲げるもの以外のもの	ひょう量 100kg以下	500
	ひょう量 250kg以下	900
	ひょう量 500kg以下	1,500
	ひょう量 1t 以下	2,100
	ひょう量 2t 以下	3,700
	ひょう量 5t 以下	6,900
	ひょう量 10t 以下	10,700
	ひょう量 20t 以下	15,000
	ひょう量 30t 以下	19,100
	ひょう量 40t 以下	21,600
	ひょう量 50t 以下	29,800
	ひょう量 50tを超えるもの	51,200
分銅、定量おもり又は定 量増おもり		10
皮革面積計		2,500

②計量法第127条第3項の規定に基づく計量管理の方法の検査手数料

一件について 7,400 円